

佐賀県職員給与条例及び佐賀県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する  
条例をここに公布する。

平成二十三年三月七日

佐賀県知事 古 川 康

#### 佐賀県条例第二号

佐賀県職員給与条例及び佐賀県職員特殊勤務手当支給条例の一部  
を改正する条例

(佐賀県職員給与条例の一部改正)

第一条 佐賀県職員給与条例(昭和二十六年佐賀県条例第一号)の一部を次の  
ように改正する。

第七条の三第一項中「第二号」の下に「に掲げる職に係るものにあつては  
採用の日から十年以内、第三号」を加え、同項第二号中「前号」を「前二号」  
に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充  
が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額三万

円

(佐賀県職員特殊勤務手当支給条例の一部改正)

第二条 佐賀県職員特殊勤務手当支給条例(昭和四十一年佐賀県条例第一号)  
の一部を次のように改正する。

第二条中第十五号を削り、第十六号を第十五号とし、第十七号から第二十  
二号までを一号ずつ繰り上げる。

第七条第一項中「職員が」を「職員(家畜保健衛生所に勤務する獣医師を  
除く。)が、」に改める。

第二十三条から第二十五条までを次のように改める。

第二十三条から第二十五条まで 削除

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

第一条（佐賀県職員給与条例の一部改正）に係る新旧対照表

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>（初任給調整手当）</p> <p>第七条の三 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第一号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から三十五年以内、第二号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から十年以内、第三号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から五年以内の期間、採用の日（第一号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から一年を経過することによる額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>一 略</p> <p>二 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額三万円</p> <p>三 前二号に掲げる職以外の職のうち特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額二千五百円</p> <p>2・3 略</p> | <p>（初任給調整手当）</p> <p>第七条の三 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第一号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から三十五年以内、第二号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から五年以内の期間、採用の日（第一号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から一年を経過することによる額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>一 略</p> <p>二 前号に掲げる職以外の職のうち特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額二千五百円</p> <p>2・3 略</p> |

第二条（佐賀県職員特殊勤務手当支給条例の一部改正）に係る新旧対照表

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>（特殊勤務手当の種類）</p> <p>第二条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>一 一十四 略</p> <p>十五 一 二十一 略</p> | <p>（特殊勤務手当の種類）</p> <p>第二条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>一 一十四 略</p> <p>十五 家畜保健衛生業務手当</p> <p>十六 一 二十二 略</p> |

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>(伝染病作業手当)</p> <p>第七条 伝染病作業手当は、伝染病の防疫に従事する職員(家畜保健衛生所に勤務する獣医師を除く。)が、伝染病が発生し、又は発生するおそれのある場合において、伝染病患者若しくは伝染病の疑いのある患者の救護若しくは伝染病菌の付着し、若しくは付着の危険がある物件の処理作業に従事したとき、又は伝染病菌を有する家畜若しくは伝染病菌を有する疑いのある家畜に対する防疫作業に従事したときに支給する。</p> <p>2 略</p> <p>第二十三条から第二十五条まで 削除</p> | <p>(伝染病作業手当)</p> <p>第七条 伝染病作業手当は、伝染病の防疫に従事する職員が伝染病が発生し、又は発生するおそれのある場合において、伝染病患者若しくは伝染病の疑いのある患者の救護若しくは伝染病菌の付着し、若しくは付着の危険がある物件の処理作業に従事したとき、又は伝染病菌を有する家畜若しくは伝染病菌を有する疑いのある家畜に対する防疫作業に従事したときに支給する。</p> <p>2 略</p> <p>第二十三条 削除</p> <p>第二十四条 削除</p> <p>(家畜保健衛生業務手当)</p> <p>第二十五条 家畜保健衛生業務手当は、家畜保健衛生所に勤務する獣医師その他人事委員会規則で定める職員が、家畜保健衛生所法(昭和二十五年法律第十二号)第三条に規定する業務のうち、直接獣畜に接して行う業務又は検査の業務に従事した場合に支給する。</p> <p>2 前項の手当の額は、業務に従事した日一日につき八百五十円(獣医師が牛海綿状脳症の検査に伴う延髄の採取業務で人事委員会規則で定めるものに従事した場合にあつては、当該額に七百円以内の額を加算した額)を超えてはならない。</p> |